

1 趣 旨

(1) 静岡県屋外広告物条例の概要

静岡県屋外広告物条例（昭和 49 年静岡県条例第 16 号）は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示等について必要な規制内容を定めています。

(2) 伊豆半島での取組

伊豆半島は、静岡県の中でも特に変化に富んだ様々な美しい景観に恵まれ、富士箱根伊豆国立公園に指定されるなど、日本を代表する観光地の一つです。

また、東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技の開催が決定し、世界ジオパークの認定を目指すなど、世界中から注目を集める大変重要な時期にきています。

この伊豆半島の美しい自然景観を守り、育み、次世代に引き継いでいくために、県、関係市町、観光関係者で構成する伊豆半島景観協議会では、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを目標に景観を良くする取組を進めています。

その一環として、伊豆半島の美しい景観と道路沿いの屋外広告物が調和するよう、平成 29 年 11 月 1 日から、屋外広告物の規制地域を変更（特別規制地域に指定）するとともに、特に良好な景観形成が必要な区域については、広告景観保全地区に指定し、その特性に応じてさらにきめ細かに許可基準を定めることとします。

※ 対象市町は、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町及び長泉町の 3 市 7 町であり、これらの市町では、静岡県屋外広告物条例に基づき、規制地域等を定めています。

（今回対象となっていない沼津市、熱海市、三島市及び伊豆の国市の 4 市では、各市が独自に定める屋外広告物条例に基づき、各市において規制地域等を定めています。）